



今年度は、進路指導に関わる関係機関についての様々な情報を提供していきたいと考えています。第1回目は、「障害者就業・生活支援センター」についてご紹介します。



## 関係機関情報①



### 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターとは、障がいのある方の「仕事(就業)」と「生活」の双方を支援する機関です。障害者就業・生活支援センターの真ん中に「・(ぼつ)」があるので、通称「なかぼつ」と呼ばれています。障害者就業・生活支援センターは、障がいのある方が働き続けながら、安定した日常生活を送れるようにサポートしてくれます。

障がいのある方が働くことを考えたときに、様々な課題や問題があり、不安になったり、悩んだりしてしまう場合があります。そのようなとき、障害者就業・生活支援センターを利用することで、具体的なアドバイスや支援を受けることができます。

## 障害保健福祉圏域図

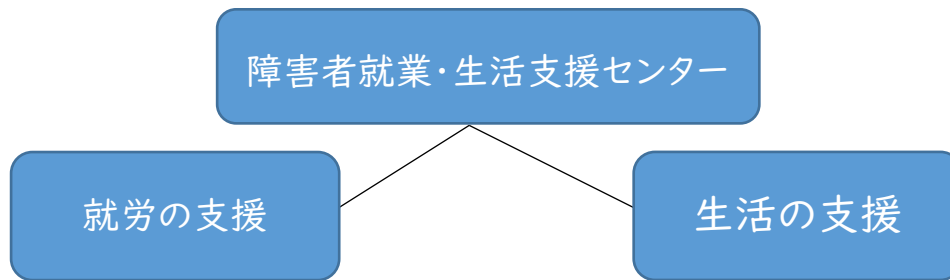


青森労働局HPより

[https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kakushu\\_joseikin/hourei\\_seido/koyou/koyou02\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/hourei_seido/koyou/koyou02_00001.html)

青森県内には、障害者就業・生活支援センターが6カ所あり、基本的に居住地のある圏域のセンターに登録し、支援を受けます。本校の卒業生は、おおむね、「障害者就業・生活支援センター月見野」に登録をしています。

障害者就業・生活支援センターの支援は、2つの支援内容で構成されています。



就労の支援には、主に2つの支援があります。

#### ①就労前の支援

初めに面談を行います。障がい特性からくる仕事上での困りごとや不安、得意、不得意などを話しながら、本人が希望する就労実現に向けて一緒に考えてくれます。面談内容をもとに、本人の希望や適性にそった支援計画が作成され、就労に向けたサポートがスタートします。

#### ②就労後の支援

入社後も働き続けられるようにサポートを継続します。会社などへ訪問し、働いている状況を確認したり、本人や職場の方から話を聞いて、必要なサポートを行います。病気などで休職した場合には、復職に向けた支援も行います。

日常生活全般における支援も行います。

例えば、「朝起きられない」「決まった日に薬を飲むことができない」など健康管理に関するサポートなども行います。また、複雑な障害年金の申請や、障がい福祉サービスの手続きなども相談に応じてくれます。

また、状況によっては関係機関と連携することで障がいのある方の生活基盤を整え、安心して就労できる環境を構築します。



※企業への就労を考えている生徒は、障害者就業・生活支援センターの方にも高等部3年生後期の産業現場等における実習の様子を見ていただき、適切な支援につなげていきます。

7月5日(金)に開催の福祉施設合同説明会には、障害者就業・生活支援センター月見野も来校される予定です。興味のある方は、直接お話を聞くチャンスです。